令和３年９月５日発行（毎月１回５日発行）通巻第673号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents［Index］

P.3 **活動予定／トピックス**

中央会の主な事業等活動予定（９月）

P.4 **特集 ～経営のヒント～**

地域の力をまとめあげる

P.6 **全国先進組合事例**

全ての人が共に生き、生きる喜びを共感する場所の提供（企業組合房州の家）

P.7 **組合Q＆A**

補助金収入の処理は？ 他

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

ものづくり補助事業成果事例　株式会社芝山農園（香取市）

P.10 **景　況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（７月期）

P.12 **インフォメーション**

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました（中小企業庁）
消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます（国税庁）

P.16 **ご案内**

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

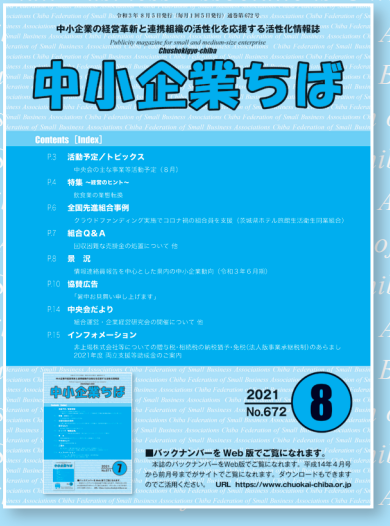

2021
No.673
9

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年４月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。　**URL　https://www.chuokai-chiba.or.jp**

中央会の主な事業等活動予定（9月）

令和３年８月10日現在

月日	曜日	内　　容	担当部署
■ 中央会			
9/17	金	第２回正副会長会議	総務部
■ 中小企業連携組織対策事業			
9/ 3	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県学校給食パン・米飯（協）	工業連携支援部
9/10	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉学習塾（協）	商業連携支援部
9/14	火	連携組織活性化研究会 対象：野田工業団地（協）	工業連携支援部
9/16	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県コンクリート製品（協）	
9/17	金	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県自動車車体整備（協）	
9/24	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県木材市場（協）	
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
9/ 1	水	ふさの国 商い未来塾（第３回）	商業連携支援部
9/15	水	ふさの国 商い未来塾（第４回）	
9/29	水	ふさの国 商い未来塾（第５回）	
■ 全中補助事業			
9/27	月	小企業者組織化特別講習会	商業連携支援部
■ 組合員企業等の経営革新支援			
「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画（新事業のビジネスプラン）の承認を受けることにより、組合員企業の信用力が向上するとともに、経営目標の明確化や社員の意識変革等につながることが期待されます。 変化の激しい経済環境に即応できる〝筋肉質な企業〟になるためのきっかけとして、経営革新支援制度を是非ご活用ください。 経営革新計画の策定に係るご相談は、本会経営支援部（☎043-306-3282）までお願いいたします。			経営支援部

経営のヒント
地域の力をまとめ上げる

三回掲載の第一回（本誌4月号）はショッピングセンターの発展と衰退、アマゾンの通販の発展などについてお話ししました。アメリカではショッピングセンター自体がうまくいかなくなる例が増えており、またアマゾンはホールフーズを買収し、実際の店舗を五百店舗持っていることから、日本のどこにあろうとも、努力次第で生き残れるということを書きました。

第二回（本誌6月号）は地域を元気にする動きとしてよく知られる「バル・まちゼミ・百円商店街」についてお話ししました。その中でまちゼミは地域の中の各個店に無料で興味のある顧客を呼び、顧客の知らなかったような商品知識、使い方などの情報を伝えて、お店のファンになっていただく関係構築、関係改善の試みであることをお話ししました。

そして第三回となる今回は、最終回として、これまで見てきた状況に対する国内の商店街活性化の試みについて、また今後の進め方等に関してお話しいたします。ほかにも多くの商店街が活性化に成功していますが、ここでは、皆さんにもよく知られている長野県佐久市の岩村田本町の取り組みを紹介いたします。

【岩村田本町の取り組み】

地域はその構成員が異なることもあり、なかなか統一して考えるのは難しいのですが、地域のことを思う方々、特に若手が中心となり、成功したのが長野県佐久市の岩村田本町商店街振興組合です。阿部眞一理事長のお話を聞かれた方も多いでしょう。わたしも二回お話をうかがうチャンスがありました。

軽井沢の南西約二十kmに位置する、江戸時代から栄えたという岩村田本町があります。転機が訪れたのは平成10（1988）年の長野冬季オリンピック開催です。交通インフラが整備され、佐久駅周辺には大型店の進出ラッシュで、総売り場面積の91・6％、旧岩村田商店街は8％まで激減したのです。そこで、危機感を持った青年会が下剋上を断行し、平成8（1986）年に日本一平均年齢の若い商店街振興組合を作りました。

どんな商店街にしたいのかを、商店街理念構築とそれに続くゾーニングの着手で具体化していきます。ゾーニングはそれぞれのゾーンを作ることにより、住んでいる方がこれからも不便なく暮らせるようにしたものです。ゾーンには、①歴史と文化の香るゾーン、②子供・子育て支援関連ゾーン、③シニア支援・コミュニティ施設ゾーン、④商業施設（飲食・物販）ゾーン、⑤心安らぐ散策ゾーンがあり、全体で暮らしやすく、働きやすく、生きやすくという夢が盛り込まれています。

どんな商店街にするのかを商店の皆さんで考え、「ビジョンづくり」を開始しました。

岩村田本町は、「コンパクトシティ」と「ローカルファースト」を押し出しました。それには、自治体力、住民自治の推進、経済合理性の追求がバックグラウンドとなるのです。コンパクトシティは、「都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと」（ウィキペディア）です。まちや地域を郊外に広げるのではなく、必要な機能を一定の広さにまとめることを言います。次の「ローカルファースト」とは、地域や環境のことを考慮しながら日々のライフスタイルを構築することです。どちらも地域活性化に関するキーワードです。

（図：岩村田本町の地図）

このように動くことになったきっかけはイベントをやってみての感想です。イベントは地域を消耗させることがわかったとされます。イベント頼みの地域づくりはよくない、住民が満足する地域を

作ることが大切であると気づいたと言います。気付きがあったのです。

また自主講座をたくさん開いて、啓蒙することに重点を置いています。少し古いですが地域の人口は18，850人（平成27年）です。

【その他の視点】

またこの広さの場合にはこうした方法という経験則はあるようですが、それより小さくなっても、大きくなってもどちらも地域作りとしては微妙に異なります。どちらにも共通なのは中心メンバーと皆さんのやる気と行政のバックアップが必要ということです。

コロナ禍のおかげでアンチインバウンドの声も出ているようですが、わたしはますます重要であると考えています。インバウンド（外国人の日本観光）はここ数年コロナ禍で国境を越えての旅行が制限されていることから下火になりました。インバウンド自体に対する批判的な声も聞こえますが、地域に繁栄をもたらす方法の一つとして、今後も考えていきたいものです。コロナ撲滅後、以前のインバウンド水準に戻るには数年はかかると言われますが、今から取り組めば、よい観光対策が準備できそうです。

そのカギは海外とは異なる生活と生活様式をそっと見せることです。

また地域づくりの視点としては交通が挙げられます。電車やバスは日本のほとんどの地域で運行されていますが、一般の方と同じ車両に乗って雰囲気を楽しんでいる方もいらっしゃいます。

【連載のおわりに】

三回目を最後まで読んでいただいてありがとうございます。内容は商店街が中心ですが、環境の変化は激しく、いま何かやらなければなりません。おまけにコロナ禍ですから、余計にそう感じます。

幸いワクチン接種は半年以上前から行われましたので、効果が出て、年明けから需要が爆発するという超楽観的な予想まで出てきました。

都市部と小さな山村漁村などでは条件が変わってきます。地域の居住者数が多過ぎたり、少な過ぎたりするのも、単純に数だけではなく、地域の面積に対しての占有率に関係します。バスや電車など公共の交通機関のあるなしも影響します。年取るにつれて、いつまでも自分で車を運転できるわけではありません。

それぞれの地域はそれぞれの個性があり、商店街も同様に歩いてショッピングできるところも、物足りないところもあります。

軽トラックに商品を積んで総合的な食品を僻地に売りに回る試みもあります。一定の範囲の敷地に居住地を作り、ショッピングゾーンと隣接させて、運動とショッピングを両立することもできます。その地域の状況と問題点をどう解決するかの地域の住民の皆さんの希望や意見を聞く必要があります。

商店街の活性化に関しては、構成するそれぞれのお店にやる気を出していただかなければなりません。同時に全体として地域をどうするかも考えなければなりません。誰かがやってくれるだろうという考えを捨て、自店だけでもよくなるようにもう一度努力してみましょう。地域に合う活性化の方法が見つかり、商店街や地域が元気になることを願っています。

最後に、わたしが地域に取り組むきっかけを与えてくださった方々にこの場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。またやりましょう。

着地型旅行と質の高いイベントに取り組む旅行代理店エアポートトラベル石橋一男社長と社員の皆さん

着地型観光とイベントを進める大多喜町観光協会の皆さん

稲毛あかり祭・夜灯のせんげん通りの皆さん

観光マップの作製に参加させていただいたいすみ市の皆さん

今回の記事には改善方法、再生方法などは不十分です。皆さんそれぞれが手探りでやられますが、考えなければならないことはたくさんあり、すべてをすぐにはやれません。少しずつ今からでもやっていきましょう。

この三回の記事に関して何かご質問のある方はこちらにメールをお願いします。ご一緒に考えましょう。

（harada_niihama@yahoo.co.jp）
（中小企業診断士　原田　純）

テーマ　特徴ある活動

全ての人が共に生き、生きる喜びを共感する場所の提供

企業組合房州の家

介護福祉事業に留まらず、社会変化に応じた地域生活の創生に積極的に関わろうと、利用者満足度は勿論、行政連携や地元交流、人材育成を積極的に進めてきた努力が結実した。

背景・目的

当組合は、社会福祉法人に勤務していた代表理事が、地域貢献に志を同じくする地元実業家3人と出会い、自助努力で事業継続が可能な地域密着型社会福祉サービスを実現すべく、最適と判断した企業組合形式で設立したものである。現在は、介護保険事業と障害者総合支援事業の両輪というユニークな事業展開となっている。

取組みの手法と内容

基盤事業として、認知症に特化したグループホームとデイサービス、ケアプランセンターを運営している。事業活動前では、事業化の3要素（用地、資金、人材）の確保に奔走した。用地は有力地権者や近隣住民を熱心に説得し、資金は不足分を補助金と公的融資で補強、人材は代表のネットワークを最大限利用した。

事業活動期では、施設の運営推進会議に市や包括支援センターの職員の参加など行政との連携を強化しつつ、地域住民とは散歩時の挨拶は勿論のこと、納涼祭など施設催事へのお誘い、近隣小中学生との勉強会での交流などで、施設自体が地域の一員となることに努めている。

事業活動後は、継続事業を見据えた人材育成の必要性から人事制度を一新し、能力レベルと評価基準、それに呼応した処遇の明確化、職員のキャリアパスとその積極支援策など、各種補助金も活用しつつ働きながらトレーニングしていく環境を整えてきた。なお、施設長を中心にした3つの会議体（管理者会議、職員全体会議、運営推進会議）が、事業運営を遂行して く上で必要な、情報発信と収集・課題発見と解決案策定、各アクションプランのPDCAなど、組織運営の原動力となっている。また、行政連携・地域交流を進める中で新たな地域ニーズを発掘し、2020年4月には障害者向け施設サービスも隣接地にオープンした。

成果とその要因

地元初となる介護保険事業と障害者総合支援事業の両輪で展開するユニークな存在となり、地域の高齢者・障害者が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて一歩前進させた。また、これを可能としたのが設立当初からのDNA（継続企業へのこだわり）で、先行した介護保険事業の早期黒字化と新規事業への鋭い触覚にあったと言える。

右側奥：高齢者介護保険事業所（グループホーム古茂口の家、デイサービスセンター古茂口の家、ケアプランセンター古茂口の家）
左側手前：障害者総合支援サービス事業所（グループホーム輝邦）

右図：菜園の野菜（ブロッコリー）の育ちが気になります。毎日の観察が日課（デイサービスの利用日）になりました。

左図：職員と障害者の方が一緒に車の清掃作業をしています。

企業組合房州の家

住　所：〒294-0015
千葉県館山市古茂口68番地
設　立：平成23年8月
出資金：10,000千円
ＵＲＬ：https://komoguchinoie.wixsite.com/home
業　種：老人福祉・障害福祉介護事業
組合員：12人

組合Q＆A

県からの補助金収入の処理は？

［Q］当組合はこの事業年度に県からの補助金収入があります。これは会計上・税務上どのように処理すべきか？

［A］国・地方公共団体からの組合への補助金は、次のように区分されます。

①施設補助金
建物・機械・構築物等共同利用する固定資産取得資金を補助。

②経費補助金
人件費・物件費・事業経費等を補助。

いずれの補助金も組合にとっては収益であり、損益計算書の特別利益の部に計上します。この場合、②経費補助金は特別利益として収入計上されますが、これに対応する経費が、事業費又は一般管理費として計上されます。一般に補助金は経費の一部補助ですから、補助金収入≦経費であり、結局この補助金に課税されることはありません。一方、①施設補助金についてみると、特別利益の部に計上された補助金収入に対応する経費は、この補助金によって取得した固定資産の当年分の減価償却費でしかありません。この場合は、補助金収入≦経費であり、結果として補助金に課税され、課税された分だけ固定資産の取得資金が不足することになります

そこでこのような場合には、国庫補助金等の「圧縮記帳」により課税の繰り延べを行い、上記の弊害を排除する方法が講じられています。

例：共同事業用建物　2千万円の取得につき、国庫補助金1千万円を受けたとします。この設備の定額法償却率は0．1とします。

圧縮記帳の仕訳

借方：固定資産圧縮損　10,000,000円

貸方：共同建物　10,000,000円

この仕訳の結果、損益計算書は

固定資産圧縮損	国庫補助金収入
10,000,000	10,000,000

と表示され、国庫補助金1千万円は相殺されて課税対象から外れます。ただし、減価償却費は圧縮前2千万円×0．1＝2百万円であるのに対し、圧縮後の設備取得価額は2千万円－1千万円＝1千万円ですから、減価償却費は1千万円×0．1＝百万円です。

そのため以降毎年の減価償却費が百万円少なくなり、そのため毎年の利益が百万円多くなるので、毎年の税額も比例して多くなります。

このことから、国庫補助金の圧縮記帳は課税の免税ではなく、課税の繰り延べであることが分かります。補助事業年度の課税が少なくなった分は、償却期間にわたりしっかりと回収されるのです。なお圧縮記帳を適用した場合には、法人税申告書に所定の別表が必要です。

脱退組合員への売掛金等の貸借対照表上の表示は？

［Q］脱退した元組合員に対する共同事業の売掛金や賦課金の未収額がある場合の、貸借対照表の表示はどのようにしますか？

［A］まず重要性の原則に照らして判断するとよいでしょう。その金額が相対的に多額である場合には別個に勘定科目を設定して表示します。また、決算日から1年以内に回収の見込みがないような場合には、表示区分も流動資産の部から固定資産の部へ変更します。延滞している場合には、督促その他、理事会とも連携して早期回収を図る実務も忘れてはなりません。

組合事業の一部廃止に伴う固定資産の会計処理は？

［Q］組合事業の一部門を廃止することになりました。この共同事業に用いていた器具備品や機械装置をどのように会計処理すべきでしょうか？

［A］それらを売却したのであれば、簿価と売却額との差額を固定資産売却損又は売却益とし、廃棄したものであれば、簿価を固定資産廃棄損として経理します。

また、売却も廃棄もしないがもはや共同事業に利用しないことが確実であれば「有姿除却」として簿価を固定資産除却損とします。

◎令和2年度組合決算講習会資料より転載

本会は、ものづくり・商業・サービス補助金の地域事務局として、補助事業者の「事業化」に向けた活動の支援やそのフォローアップ等に取り組んでいます。

このコーナーでは、ものづくり等の補助事業に取り組んだ事業者（過去に同補助金に採択された県内の中小企業等）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や補助金活用の成果状況等についてご紹介します。

ものづくり等補助事業成果事例【平成26年度補正】

事業類型	一般型 設備投資のみ	対象類型	革新的サービス

株式会社芝山農園（香取市）

事業テーマ

生産者、消費者、バイヤーの各ニーズに応える焼き芋開発事業

本事業への取組の経緯・目的

株式会社芝山農園は、消費者の皆様に、旬のおいしい野菜、安全・安心な野菜を提供することをモットーとしている青果卸です。千葉県香取市にて、自ら農業生産を行うと同時に、千葉県やその他全国の野菜を厳選して仕入れ、卸販売をおこなっております。

競合の青果卸業者が安価な輸入野菜に押され、価格競争に巻き込まれる中、自ら農業生産をしながら、卸業を行うことが強みとなり、「農家の目で選別した〝今、美味しい野菜〟を提供する問屋」として評価をいただいております。

千葉県内生産者を中心に適地適作で生産された青果を仕入れ、関東圏内の市場の他、食品加工業者、コンビニエンスストアに販売をおこなっており、地域に根差した地方バイヤーとしての業務を実施しております。そのような中、近年のさつま芋人気とヘルシーなスイーツ商品を求める消費者のニーズを反映し、取引先のコンビニエンスストアから、焼き芋加工の相談をいただきました。

千葉県は、農産物産出額全国第3位を誇り、中でもさつま芋は、食用イモの生産・販売で全国第1位であり、落花生と並ぶ千葉県の特産物といえます。しかし、徳島や鹿児島、川越等におされ〝千葉のサツマイモ〟のブランド化が遅れています。

そこで本事業では、千葉県焼き芋加工一番店を目指し、生産者、消費者、バイヤーに革新的なサービスを提供することを目的とし、新商品開発に取り組みました。

事業実施の成果

本事業では、「自社農園で栽培されたさつま芋」を独自の技術・設備で加工し、安全で高品質の「焼き芋」(商品)の開発を行いました。

昨今においては、農産物の価値を最大化することにより、世の中に一次加工品の新たなジャンルが見直され始めています。本商品は素材の味のみで勝負でき、無添加無加糖の自然食を再現することにより、現代の食文化に寄り添うことができました。また、周年供給は困難だったさつま芋を加工し、夏場も楽しめる商品に作り上げたことにより、店頭の売り上げ向上や、消費者の満足度も上がり、狙い通りの実績を上げています。

さつま芋の生産だけではなく、消費者のもとに届く姿になるまで、こだわりをもち、本物の商品づくりを心がけ、末永く愛される逸品に仕上げました。

今後の展望

地域の資源である農産物の価値を最大化し、老若男女誰でもいつでも楽しめる農産加工品を開発していきたいと考えています。

又、IDRP(地域資源集積団地)をさらに発展させ、地域の学生たちに、地方ならではの産業を見直してもらい、地元に眠っている価値を発掘開発し、地域産品を誇りに思ってもらい、農産業が継続していけるよう努めていただきたいと思っています。

又、さつま芋はアレルギーや宗教性の食文化にも影響がなく、全世界の人が美味しく楽しめる食品です。

日本の技術で完成された万能食品を、世界中の人に堪能していただき、行く末は、宇宙での食としても利用していただけるよう、芝山農園はさつま芋事業の開発研究を進めていきたいと思います。

社長から一言

代表取締役社長　篠塚　佳典

物にあふれている世の中で、本物を見極めるのは難しいです。生産の努力、加工者の誠実性、適正な販売価格、どのプロセスにおいても、芝山農園は正直でありたい。そしてお客様が迷うことなく選択できる商品づくりをしていきたい。それを行うには、日々の研究努力が必要です。農家ではなく、加工業者ではなく、食を扱う食品メーカーとしてのプライドを持ち、皆様に愛される本物をこれからも提供し続けていきたいと思っています。

企業データ	
主な事業・業種	農業・加工業・店舗
得意分野	生産業・加工業
所在地	[本社] 〒287-0024 千葉県香取市福田 500-25 [事業実施場所] 〒287-0102 千葉県香取市岩部 1940-5
TEL	[本社] 0478-59-0784 [事業実施場所] 0478-79-0406
FAX	[本社] 0478-79-0794 [事業実施場所] 0478-70-5711
URL	http://shibayama-f.com
E-mail	info@shibayama-f.com
設　立	2012年2月20日
代表者	代表取締役社長　篠塚　佳典
従業員数	25 名
資本金	700 万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和３年7月期

情報連絡員50名　回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
（「好転（上昇、増加）」、「不変」、「減少（悪化、低下）」の３択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前 月 比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は９から５に減少。「減少した」業種は３から７に増加。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は１１から７に減少。「減少した」業種は１１から１５に増加。
➡業界の景況では、「好転した」業種は９から５に減少。「悪化した」業種は１０のまま変化なし。

前年同月比

➡製造業では、売上高において「増加した」業種は６から１０に増加。「減少した」業種は６から２に減少。
➡非製造業では、売上高において「増加した」業種は９から５に減少。「減少した」業種は１２から１６に増加。
➡業界の景況では、「好転した」業種は１０から５に減少。「悪化した」業種は１１から１３に増加。

製造業

■しょう油・食用アミノ酸製造【県内全域】
予想以上に長引くコロナ禍の影響から、しょう油の出荷量の回復は下期も不透明な状況にある。業務用市場の回復はすぐには見込めそうにない。

■酒類製造【県内全域】
まん延防止等重点措置もあり、昨年よりは売上は増加したが、厳しい状況が続いている。

■牛乳小売【県内全域】
6月からの食品衛生法の改正に伴い、牛乳販売店事業は許可制から届出制へ移行し、このタイミングで改めて、商品温度管理体制の徹底が業界において対応しているか、できているかを見直しし、と実行推進を図る動きが出ている。

■繊維工業【県内全域】
状況が悪化するばかりである。

■木材・木製品製造【県内全域】
木材の供給が間に合わず、現場に支障が出ている。

■製材【木更津】
ロシア船、米材船の入港はなく、在庫はほぼゼロとなった。

■印刷【県内全域】
イベントの中止などで人々の動きが止まり、飲食店その他の商店や多くの方々に苦労があることを実感している。

■電気めっき【県内全域】
売上は対前年同月比で１７９％であったが、昨年がいかに悪かったかという意味と取れる。

■鉄工【千葉】
業種によってバラツキはあるが総じて景況感は回復基調にある。輸出関連は堅調推移しており、国内の設備投資も徐々に動き出している。

■機械部品製造【野田】
7月は休日が多く、稼働日数が減って、前月比の売上は減少した。

■機械部品製造【流山】
新型コロナウイルス感染症により、依然として大きな影響を受けている業種がある。ガソリン価格の高騰が続いており、コスト負担が厳しい。

■機械部品製造【柏】
業種・業界・取扱品等の違いにより、景況感にバラツキあり。但し、半導体部品の不足により減産状態。

■金属製品製造【船橋】
回復基調にはあるが、様々な要因が発生し、先行き不透明な状況にある。

■採石　【県内全域】
新海面処分場工事での石材搬入が始まり、今月は前月及び前年同月比を上回ったが、前年比では69％の状況。

■土砂採取　【県内全域】
生コン出荷の減少に連動し、出荷量は減少傾向にある。また、骨材資源の枯渇化傾向により、山砂利採取用地の確保が難しい状況にある。

非製造業

□総合卸売　【千葉県、東京都】
飲食業向けの売上が回復しないうえ、廃業する取引先も出ており、売上が漸減している。

□医薬品卸　【県内全域】
実働日数は前年より1日少ない中で、前年同月比を確保する事が出来た。また、職域接種による新型コロナワクチンの配送を通常の医薬品配送業務を行う中で円滑にかつ安全に届けることに取り組んでいる。

□リサイクル卸　【県内全域】
価格は上昇基調にあるが、取扱量の減少により厳しい状況が続いている。

□青果卸売　【千葉】
前半は青果物の品質低下が見られ、価格が低調となり、後半は暑さの為、同様に低調であった。猛暑とコロナ感染の拡大等々で改善の見込みが見えてこない状況にある。

□食肉卸売　【成田市他】
豚価上昇中で仕入価格が上昇中（気温上昇に伴い、養豚農場において豚の生育が遅い。これにより市場に出回る豚数も少ないため豚価上昇）。この傾向は8月いっぱい続くと思われる。仕入価格上昇に伴って、売上価格も上昇したことから、損益に特段影響は無い。

□卸売業　【茂原市】
消費の落ち込みは激しく、各商店も自粛生活の全波をあびている。

□小売　【柏】
まん延防止が解除されたので売上の減少が止まった。また、飲食店では再びテイクアウトに力を入れてきている。

□電気機器小売　【県内全域】
緊急事態宣言が再びささやかれ景況に水を差された感がある。組合には成す術もないが、安全点検活動が予定され、期待されている。

□青果小売　【千葉】
小売部門が大きく売上を落としている。納品、イベント関係も相変わらず伸び悩みの為、全体でも、前月、前年ともに大幅減となってしまった。

□中古車仕入・販売　【県内全域】
中古車オークションに出品される車の内、低価格の車が高成約率である。全体の成約率は低下傾向。

□小売　【東金】
コロナの影響が続いている。飲食、衣料、サービス関係は、かなり影響が出ている。資金繰りに苦慮している。食品関係は戻ってきている。昨年度はかなり悪かった。それよりも悪くなる傾向になってきている。

□商店街　【千葉市】
売上額は前年度比で3％程度減少している。前月比では3％程度増加している。

□建設揚重　【県内全域】
依然として、低位稼働。

□一般廃棄物処理　【千葉】
新型コロナウイルス禍において、安定しない状況である。暑さ対策とコロナ対策の両方が必要となる為、効率の良い作業を行うのも難しい。

□学習塾　【県内全域】
7月下旬から夏期講習。なんとか例年通りの実績。

□土木建築サービス　【県内全域】
理事が手分けして県内15土木事務所を訪問（道路台帳管理関係の営業活動）し、相応の成果（実績）を挙げてきており、今後も継続して「年度中に複数回の訪問」を行うこととしている。

□警備　【県内全域】
県河川環境課からの海水浴場の警備の仕事があるので、少しは良い。

□ソフトウェア　【県内全域】
新型コロナの再々の感染者増加は景況感に影響を落としている。ワクチン接種が行き渡り、大幅な改善が実感されるまで引き続き不安定だと思う。

□建設　【県内全域】
組合員による7月中の県内建設関連の公共工事の落札結果は、284件、12，572百万円となり、前年同月比で829百万円の増加となった。

□貨物運送　【野田市】
昨年に比較して貨物の動きは多少だが増加している。

□輸出入　【県内全域】
コロナ禍で成田空港の店舗は休業状態である。

新しい支援制度のお知らせ

「中小企業の経営資源集約化に資する税制」がスタートしました

経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合、3つの税制措置を活用可能

①設備投資減税

- 経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除**※ 又は**全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

②雇用確保を促す税制

- 経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

③準備金の積立

- 事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。

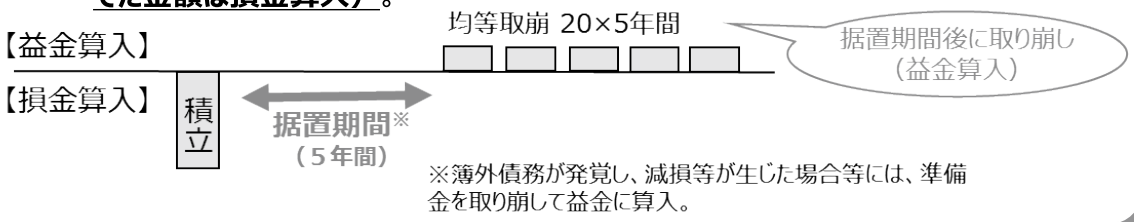

※簿外債務が発覚し、減損等が生じた場合等には、準備金を取り崩して益金に算入。

各種制度の詳細はこちら

①設備投資減税（中小企業経営強化税制）

②雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）

③準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

中小企業庁

各制度活用の流れ

- ①設備投資減税、②雇用確保を促す税制、③準備金の積立を活用いただくためには、**以下の手続をしていただく必要**があります。
  （※）①～③のいずれかだけを活用いただくことも可能です。

①設備投資減税

事前確認 → 税理士 又は 公認会計士（※D類型の場合）

確認書申請 → 経済産業局（※D類型の場合）

発行　**導入する設備が要件を満たすことの確認**

M&A 基本合意

①～③共通

経営力向上計画申請 → 主務大臣（所管省庁）

認定　**実施するM&Aの内容や、デューデリジェンスの内容が要件を満たすことの認定**

M&A 最終合意

③準備金の積立

M&Aの報告 → 主務大臣（所管省庁）

要件を満たすM&Aを実施したことの報告

設備取得・事業供用

事業年度末

※上乗せ措置の場合。
通常措置では本手続は不要

②雇用確保を促す税制

経営力向上の報告 → 主務大臣（所管省庁）

経営力が向上したことの報告

税務申告

消費税の仕入税額控除の方式として
適格請求書等保存方式が導入されます（令和５年 10 月１日から）

令和５年 10 月１日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者**である**「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

１　適格請求書とは

適格請求書とは、**「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」**であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

２　適格請求書発行事業者登録制度

○　適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます。**

○　適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**

※　適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が１，０００万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和３年 10 月１日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和５年 10 月１日から登録を受けるためには**、原則として、令和５年３月 31 日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和５年９月 30 日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

３　適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、**適格請求書を交付する義務**及び**交付した適格請求書の写しを保存する義務**が課されます。

※　不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。

（１）適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（**下線**の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**　② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
⑤ **消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

（２）適格請求書の交付義務免除

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（３万円未満のものに限ります。）
② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（３万円未満のものに限ります。）
⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

（3）適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の**双方が適格請求書発行事業者である場合**には、一定の要件の下、媒介者等が、**自己の氏名又は名称及び登録番号**を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

4　仕入税額控除の要件（買手側の留意点）

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

（1）帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです（現行と同様）。

① 課税仕入れの相手方の氏名及び名称　② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）　④ 対価の額

（2）請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

① 適格請求書又は適格簡易請求書
② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
④ ①から③の書類に係る電磁的記録

（3）帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

① 適格請求書の交付義務が免除される取引
② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限ります。）を購入する取引
⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）　現行、「３万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

5　税額計算の方法

令和５年 10 月１日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

6　免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて**「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります**が、令和５年 10 月１日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

○適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

専用ダイヤル　０１２０－２０５－５５３（無料）【受付時間】９：００～１７：００（土日祝を除く）

○適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください（適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａなどを掲載しています）。

明日の中小企業組合活動の担い手を育成します！！

組合運営実務（組合士養成）講習会のご案内

挑め。一組合一組合士

本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を下記により開催いたします。

この講習会は、事業協同組合等の連携組織をサポートする唯一の資格「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、12 月 5 日（日）の検定試験に向けた受験対策にも適しています。

つきましては、組合運営に携わる役職員の方々、また、組合設立後間もない組合におかれましては、特にご受講いただきたい内容となっておりますので、ぜひ奮ってご参加ください。

▼講習会概要

・日　時　令和 3 年 10 月 5 日（火）～11 月 9 日（火）のうち全 6 日間

・場　所　千葉中央駅前ビル 5 階会議室
（千葉市中央区富士見 2 丁目 22 番 2 号）

・受講料　①全科目受講者 3,000 円
②組合（制度・会計・運営）いずれか 1 科目ごと 1,000 円

・内　容　下記日程表参照　※各講義は本会の職員が担当します

10/5（火）オリエンテーション			
13：00～13：30（30 分）			
オリエンテーション			
10/5（火）【第１回】			
13：30～15：00（90 分）		15：10～16：40（90 分）	
組合制度	中小企業組合制度（概論）	組合会計	組合士受験のための会計基礎
10/14（木）【第２回】			
13：30～15：00（90 分）		15：10～16：40（90 分）	
組合運営	組合事務管理の実務	組合制度	中小企業論・中小企業組合論・組合制度（制度史）
10/19（火）【第３回】			
13：30～14：30（60 分）		14：40～16：40（120 分）	
組合運営	中小企業関係法律と諸施策	組合会計	組合士受験のための会計決算
10/28（木）【第４回】			
13：30～15：00（90 分）		15：10～16：40（90 分）	
組合制度	中小企業等協同組合法及び組合定款の解説	組合運営	労務管理・労働法通論
11/4（木）【第５回】			
13：30～14：30（60 分）		14：40～16：40（120 分）	
組合会計	税務に関する出題ポイント	組合会計	組合会計問題演習
11/9（火）【第６回】			
13：30～15：00（90 分）		15：10～16：40（90 分）	
組合制度	中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法の基礎及び組合制度問題演習	組合運営	組合運営問題演習
			全６日間

お問合せは、本会 経営支援部（TEL：043-306-3282）　野ヶ峯　まで